

○新宿区住居表示審議会条例

昭和39年3月31日

条例第10号

(地方自治法138の4Ⅲ)

(設置)

第1条 住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)に基づき、新宿区(以下「区」という。)における住居表示の円滑な実施について必要な事項の調査審議を行うため、新宿区住居表示審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(昭55条例6・令3条例4・一部改正)

(所掌事項)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、区における町名及び町区域の合理的設定その他住居表示に関し必要な事項を調査審議する。

(令3条例4・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱又は任命する15人以内の委員をもつて組織する。

- (1) 学識経験を有する者 2人以内
- (2) 区の区域内の郵便局の職員 2人以内
- (3) 関係行政機関の職員 6人以内
- (4) 町会、自治会その他の地域活動団体の構成員 5人以内

2 前項に規定する委員(以下「基本委員」という。)のほか、住居表示を実施しようとする特定の区域(以下「特定区域」という。)に関する事項を調査審議するため、特定区域ごとに、当該特定区域の住民のうちから、区長が委嘱する15人以内の委員を置くことができる。

3 前項に規定する委員(以下「地元委員」という。)は、当該特定区域に関する事項についてのみ調査審議する。

(昭45条例7・全改、昭55条例6・令3条例4・一部改正)

(任期)

第4条 基本委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、基本委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 地元委員の任期は、当該特定区域に関する事項の調査審議が終了するまでの期間とする。

3 区長は、任期満了前でも、必要に応じて、基本委員及び地元委員を解任することができる。

(昭45条例7・全改、昭55条例6・令3条例4・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、会長及び副会長は、基本委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(令3条例4・一部改正)

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める委員の数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(1) 特定区域の住居表示に関する事項を調査審議する場合であつて、第3条第2項の規定により地元委員を置いたとき 基本委員の半数及び当該特定区域に係る地元委員の半数

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 基本委員の半数

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を求めることができる。

(令3条例4・一部改正)

(部会)

第7条 審議会は、調査審議を効率的に行うため、特定区域ごとに、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する基本委員及び当該特定区域に係る地元委員をもつて組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌理し、並びに部会における調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

5 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(令3条例4・追加)

(審議会の庶務)

第8条 審議会の庶務は、幹事及び書記が処理し、区長が区職員のうちから任命する。

- 2 幹事及び書記は、会長の命を受けて会務に従事する。
- 3 幹事及び書記は、審議会の会議に出席して意見を述べることができる。

(令3条例4・旧第7条繰下)

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、新宿区規則で定める。

(昭55条例6・旧第9条繰上、令3条例4・旧第8条繰下・一部改正)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和42年3月22日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和45年3月31日条例第7号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

付 則 (昭和47年6月30日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和48年12月26日条例第28号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年12月1日から適用する。
- 2 この条例による改正前の新宿区住居表示審議会条例の規定に基づいて、昭和48年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に、昭和48年12月1日以後勤務した分として支払われた報酬は、この条例による改正後の新宿区住居表示審議会条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則 (昭和51年3月31日条例第7号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年3月31日条例第6号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年3月31日条例第6号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月17日条例第4号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。